

自然科学研究機構 核融合科学研究所 学術機関リポジトリ運用要項
(第0次案)

制定平成19年月日 所長裁定

(目的)

第1 核融合科学研究所(以下「本研究所」という。)の研究・教育活動において生産された成果(以下「研究教育成果」という。)を収集し、サーバ上に蓄積・保存し、研究所内外にホームページを通じて無償で発信・提供するため、核融合科学研究所学術機関リポジトリ(以下「NIFS リポジトリ」という。)を構築し、よって本研究所における研究・教育の発展に資するとともに、研究教育成果の公開を通じて社会に対する説明責任をはたすことを目的とする。

(定義)

第2

登録：研究教育成果を複製し、NIFS リポジトリを構築するサーバに格納することをいう。

公開：NIFS リポジトリに登録された研究教育成果をネットワークを通じて無料で公衆送信することをいう。

(登録)

第3

1 NIFS リポジトリには、次に掲げる者(以下「登録者」という。)の研究教育成果を登録することができる。

- (1) 本研究所に在籍又は在籍したことがある役員，職員又は学生(総合研究大学院大学物理化学研究科核融合科学専攻、連携大学院(名古屋大学大学院工学研究科エネルギー理工学専攻、同理学研究科素粒子宇宙物理学専攻)及び特別共同利用研究員を含む)
- (2) 本研究所の客員研究員、共同研究員又はそれらであった者
- (3) その他リポジトリ委員会委員長が適当と認めた者

2 NIFS リポジトリに登録することができる研究教育成果は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 登録者が単独又は他と共同で作成した研究教育成果であること。
- (2) 本研究所における研究活動など(共同研究を含む)において生産された研究教育成果であること。
- (3) 知的財産権に係る法令及び本研究所の規程等が遵守されていること。
- (4) 次に掲げる事項について、法令上又は社会通念上問題が生じないものであること。
 - ア 名誉，プライバシー等の人権及び個人情報に関する事項
 - イ 情報セキュリティに関する事項
 - ウ 守秘義務に関する事項
- (5) その他公開することについて問題が生じないものであること。

3 研究教育成果の登録は原則として、評価情報室において行うものとする。

(公開)

第4 リポジトリ委員会は、登録者から提供された研究教育成果について、登録者が希望する公開の範囲、著作権の所在やポリシー等の権利関係、その他当該成果の公開に係る関係法令等を調査し、確認したうえで、次により取り扱うものとする。

(1) 公開に支障がない場合

研究教育成果の本文(原則としてPDFファイル)及びメタデータ(論文等のタイトル,著者名,掲載誌名,抄録等)をNIFSリポジトリに登録し,公開する。その際,登録者からの申し出や著作権者のポリシーにより,公開の範囲を学内に限定することができる。

(2) 公開に支障がある場合

登録者にその旨を通知し,当該研究教育成果を返却する。

(その他の利用)

第5 NIFSリポジトリに登録された研究教育成果は,第4により公開するほか,次に掲げる場合に利用することができる。

(1) 保存及び利用可能性の維持のための複製又は媒体変換を行う場合

(2) 本研究所内で公開されている他のデータベースと相互の連携を図るため,研究教育成果のメタデータ及びリンク情報を提供する場合

(改訂版の登録)

第6 登録者は,既に登録された研究教育成果の改版された新しい版の登録を求めることができる。この場合において,旧版は登録者の判断で削除することができる。

(削除)

第7 NIFSリポジトリに登録された研究教育成果は,次に掲げる場合には削除するものとする。

(1) 登録者が,自己の研究教育成果に関して理由を付して削除の申請を行った場合

(2) 登録された研究教育成果が公序良俗に反し,若しくは研究倫理上の問題が生じることが判明し,又は内容が学術的観点からみて著しく不適切であるとリポジトリ委員会委員長が判断した場合

(責任)

第8

登録された研究教育成果の内容に関する責任は,登録者が負うものとする。

(事務)

第9 NIFSリポジトリに関する事務は,評価情報室及び管理部研究推進課学術情報係が連携して処理する。

(雑則)

第10

本要項に定めのない事項について検討の必要が生じた場合は,リポジトリ委員会において協議するものとする。

附則

この要項は,平成19年 月 日から実施する。